



# 火災予防ニュース

第22号 令和3年4月5日 苫小牧市消防本部予防室発行

## 春の火災予防運動実施のお知らせ

今年も春の火災予防運動の時季がやって参りました！  
知っていましたか？春は空気が乾燥しやすいため、火災が発生しやすい季節と言われています。そのため、市民のみなさんに火災予防に対する意識を高めてもらうための活動として毎年、春の火災予防運動を実施しています。今年は**今月20日（火）から30日（金）**までの期間で行います。自分の命はもちろん、家族や周囲の方の命を守るため、火災の発生には十分注意しましょう！

※詳細は、火災予防運動実施要領を添付していますので御確認ください。



## 住宅用火災警報器、設置完全義務化から10年！

住宅用火災警報器の設置は、新築住宅では平成18年6月から義務付けされ、既存住宅についても平成23年6月に義務化されました。つまり、今年は設置完全義務化から10年が経つということになりますが、この10年という数字、何か思い出しませんか？

「10年たったら、とりカエル。」

でお馴染みの住宅用火災警報器の使用期限の目安でしたよね！みなさんのお宅の住宅用火災警報器は大丈夫ですか？今一度、御確認をお願いします！！

使用期限については問題なしという方も、もしかすると、電池切れや故障をしてしまっているかもしれません。いざというとき、しっかりと役割を果たしてくれないと設置の意味がありません。定期的に作動確認を行い、異常の有無をチェックしましょう！

10年たったら、  
とりカエル。



## 急速充電設備に関する火災予防条例の改正

電気自動車等に充電するための設備は、その全出力が 20 キロワットを超え 50 キロワット以下のものを「急速充電設備」として、苫小牧市火災予防条例第 13 条の 2 で規制していましたが、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が改正されたことに伴い、令和 3 年 3 月 19 日に改正を行いました。

主な改正内容は以下のとおりです。

- 1 全出力の上限を 50 キロワットから **200 キロワット**まで拡大しました。
- 2 出力の上限を拡大したことに伴う、火災予防上必要な措置を追加しました。
- 3 **50 キロワットを超える急速充電設備**については、設置する場所を消防機関へ**届出**をする義務を設けました。

改正内容につきましては、**令和 3 年 4 月 1 日**から施行されます。

提出先及びご不明な点は、予防室予防担当までお願いします。

苫小牧市消防本部予防室

053-0052

北海道苫小牧市新開町 2 丁目 12 番 7 号

電話：予防担当:0144-84-5026

